

# 説 明 資 料

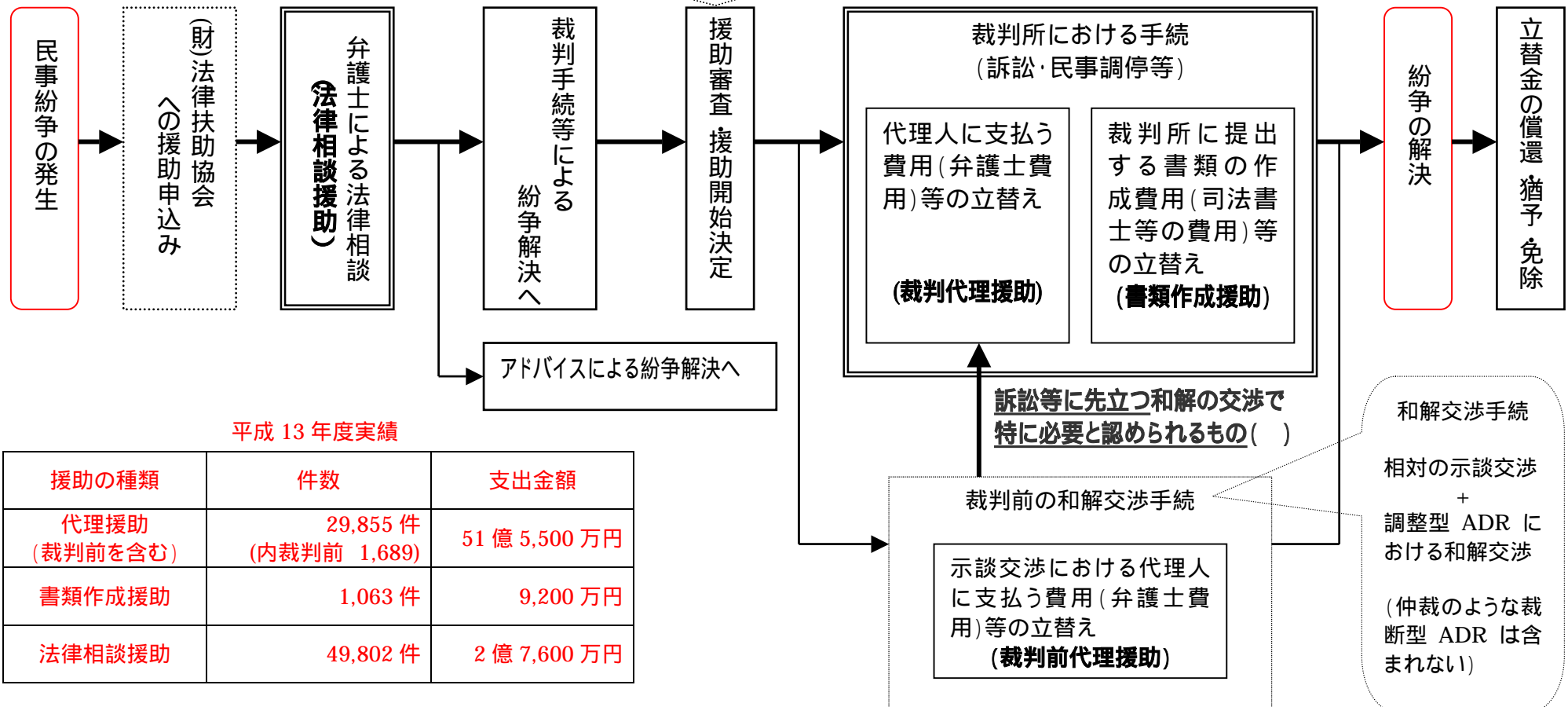
(法律扶助の対象化)

# 民事法律扶助制度の概要とADRの位置付け

## 「民事法律扶助制度」とは

資力が乏しいために弁護士に相談したり、裁判を起こしたりできずに困っている者のために、法律相談を実施したり、弁護士費用などを立て替える援助制度で、**国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する意義**を有する。国は、指定法人(扶助事業を適正・確実に遂行し得る等の要件を備えた公益法人=(財)法律扶助協会)に対して、予算の範囲内で費用の一部を補助。

援助の要件 = 資力要件 + 勝訴の見込み要件 + 法律扶助の趣旨適合要件



平成13年度実績

援助の種類	件数	支出金額
代理援助 (裁判前を含む)	29,855件 (内裁判前 1,689)	51億5,500万円
書類作成援助	1,063件	9,200万円
法律相談援助	49,802件	2億7,600万円

「特に必要と認められるもの」とは、迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士による継続的な代理が特に必要と認められるものをいう。  
(財)法律扶助協会の業務規程

# 法律扶助に関する議論の位置付け

## ADR の拡充・活性化に関する基本理念

紛争解決手段の中での ADR の位置付けについての考え方 等

裁判 ⇄ ADR ⇄ 相対交渉

司法型 ADR ⇄ 行政型 ADR ⇄ 民間型 ADR

## ADR (民間型) に対する国の関与についての考え方

(考えられる国の関与の形態の例)

ADR の位置付けの明確化  
利用促進のための法制上・財政上の措置  
その他所要のルールの設定 等

## 国による支援についての考え方

(支援の形態の例)

ADR 機関への支援

についての考え方

ADR 利用者への支援

(法律扶助等)  
についての考え方

環境整備面(アクセス向上・

担い手確保等)での支援  
についての考え方

法的効果の付与等

の面での支援  
についての考え方

## 民事法律扶助法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、その整備及び発展を図るために必要な事項を定め、もって国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「民事法律扶助事業」とは、裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続(以下「民事裁判等手続」という。)において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務を行うものをいう。

- 一 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
- 二 依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。
- 三 法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(国の責務等)

第三条 国は、民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その健全な発展を図るため、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その周知のために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において行われる民事法律扶助事業に対して必要な協力をすることができる。

(日本弁護士連合会等の責務)

第四条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、民事法律扶助事業の実施に関し、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実に図る等民事法律扶助事業の適正な運営の確保及び健全な発展のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士及び弁護士法人は、その職責にかんがみ、民事法律扶助事業の実施のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(指定等)

第五条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、全国に一を限って、民事法律扶助事業を行う者として指定する

ことができる。

- 一 民事法律扶助事業を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
- 二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であって、その役員及び職員の構成が民事法律扶助事業の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 民事法律扶助事業以外の事業を行っているときは、その事業を行うことによって民事法律扶助事業の遂行が不公正になるおそれがない者であること。
- 四 第十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2～4（略）

（指定法人の義務）

第六条 指定法人は、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めるとともに、第二条に規定する国民等が法律相談を簡易に受けられるようにする等民事法律扶助事業が国民等に利用しやすいものとなるよう配慮しなければならない。

（業務規程）

第七条 指定法人は、民事法律扶助事業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～3（略）

第八条～第十条（略）

（補助金）

第十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、民事法律扶助事業に要する費用の一部を補助することができる。

第十二条～第二十条（略）